

令和5年度業者格付に対する工事成績の反映について（変更）

このことにつきまして、令和4年11月1日付の平戸市のホームページにて、お知らせをしておりましたが、反映年度につきまして下記のとおり変更いたします。

格付表への反映につきましては、**令和6年度格付分から実施します**。また、格付けの対象となる工事は、平戸市建設工事成績評定要領第2条（評定の対象）に基づき、1件の当初請負金額が500万円以上の工事（別表1評定を省略することができる工事を除く。）とし、**対象となる期間は、令和5年1月から12月までに完成した工事となります。**

※平戸市建設工事成績評定要領（抜粋）

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の当初請負金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

別表1 評定を省略することができる工事

災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
機器の納品、部品取替等の工事※1
草刈り、剪定のみ工事※1
廃業等により工事請負業者が不在の場合
人力または機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事※1
維持的単一工種
その他、市長が認めた工事（企画財政課長あて協議が必要）

※1件の請負金額が500万円以上の工事であっても、別表1※1に該当する工事にかかる金額を差し引いた残額が500万円未満であれば、評定を省略することができる。